

◎新潟県告示第58号

次の宅地建物取引業者の所在を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、平成31年2月21日までに新潟県土木部都市局建築住宅課にその所在を申し出てください。

なお、平成31年2月21日までに申出がない場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消します。

平成31年1月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 事務所所在地
上越市安江一丁目4番6号
- 2 商号、代表者の氏名
株式会社山弘レジデンス
取締役 松澤 剛
- 3 免許年月日及び免許証番号
平成29年2月22日 新潟県知事(3)第4822号